

記

1号様式（第11条、第13条、第14条関係）



6-1文

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事		19年
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒624-0906 京都府 舞鶴市 倉谷 1350番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） キリンビバレッジ株式会社 舞鶴工場 工場長 八木 悅夫 電話 0773 - 75 - 86868	

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	清涼飲料製造業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	当工場の活動、製品又はサービスの環境に与える影響を的確に捉えて、技術的、経済的に可能な範囲で環境目的及び目標を定め取り組む。また環境マネジメントシステムを確立し、維持することで継続的な改善を図る。原単位ベースで前年比-1%を継続する。				
推進体制	環境整備室を中心に計画策定、実施状況を監視し、継続的な対策を行う。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18	コンプレッサー	水滴除去用コンプレッサーワークをプロワーエアに切替え、電力消費量を削減する。		
	18	遠心分離機	機器更新により、消費電力を50%削減する。		
	18	製品液熱交換機	流量の適性化により、余剰率を削減し、蒸気使用量を工場全体の1%以上削減する。		
	18	用水ポンプ	インバーター化し電力を削減		
	18	液糖	ヒーターの適性管理による電力削減		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度（計画） (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率（計画） (%)	
	A 事業所等排出区分	8607.5 t	9242.5 t	+7.4 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 8607.5 t	*2 9242.5 t	+7.4 %	
	対策等の区分	目標年度（計画）			
森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	
府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t	
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) (熱供給量)	kwh GJ	(削減量)	t	
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	
削減量等合計			*3	t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度（実績） *1 8607.5 t	目標年度（計画） (*2)-(*3) 9242.5 t	削減率（計画） +7.4 %		
特記事項	1. グリーン購入を推進し、環境保全コストをテーマ別に集計している。 2. 地域の美化活動を1回／3ヶ月実施している。 3. 平成17年11月からコーヒー粕・茶粕の減容化を目的とした乾燥機が稼働した。これにより植物性残渣は前年同月累計(1-8月)比で3.8%削減となったが、灯油使用量が増加した。 4. 2000年に主要生産設備を更新し、工場の生産能力が向上した。これに伴い、ユーティリティの使用量が増加したが、生産効率の改善によりCO ₂ 原単位では10%以上の向上を果たしている。生産規模が変化しているため、絶対値を削減とする現行条例の-10%は達成困難な状況であるといえるが、更なる企業努力を検討していく。 《原単位改善状況（2005年/1993年比）》 CO ₂ : -22.3% 電力 : -27.2% 灯油 : -9.9% 用水 : -73.8% 製造数量 : +51% H18年CO ₂ 排出量見込み10,428t				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。